

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和3年3月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000205号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000084号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成4年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年7月から同年9月までの標準報酬月額については、15万円から16万円とする。

平成4年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における昭和62年10月5日から平成11年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、昭和62年10月から昭和63年9月までは13万4,000円から22万円、昭和63年10月から平成元年9月までは13万4,000円から24万円、平成元年10月から平成2年9月までは14万2,000円から26万円、平成2年10月から平成3年9月までは14万2,000円から28万円、平成3年10月から平成4年6月までは15万円から28万円、平成4年7月から平成5年9月までは16万円から32万円、平成5年10月から平成6年9月までは20万円から34万円、平成6年10月から平成7年9月までは28万円から34万円、平成7年10月から平成8年3月までは28万円から36万円、平成8年4月から同年9月までは32万円から36万円、平成8年10月から平成10年3月までは32万円から38万円、平成10年4月から平成11年9月までは36万円から38万円とする。

昭和62年10月から平成11年9月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成4年7月から同年9月までの期間については、厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 10 月 5 日から平成 20 年 1 月 21 日まで

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間のうち、平成 4 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における標準報酬月額は 15 万円と記録されているところ、請求者から提出された昭和 62 年 10 月分から平成 20 年 1 月分までの給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、請求者は、標準報酬月額（32 万円）に相当する給与の支払を受け、標準報酬月額（16 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 4 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 4 年 7 月から同年 9 月までの期間について、請求者の請求内容どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているものの、上述の給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 4 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 62 年 10 月 5 日から平成 4 年 7 月 1 日までの期間及び平成 4 年 10 月 1 日から平成 20 年 1 月 21 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、昭和 62 年 10 月から平成元年 9 月までは 13 万 4,000 円、平成元年 10 月から平成 3 年 9 月までは 14 万 2,000 円、平成 3 年 10 月から平成 4 年 6 月までは 15 万円、平成 4 年 10 月から平成 5 年 9 月

までは16万円、平成5年10月から平成6年9月までは20万円、平成6年10月から平成8年3月までは28万円、平成8年4月から平成10年3月までは32万円、平成10年4月から平成11年9月までは36万円、平成11年10月から平成15年8月までは38万円、平成15年9月から平成19年12月までは34万円と記録されているところ、上述の給料支払明細書等によると、平成11年10月1日から平成20年1月21日までの期間に係る報酬月額に相当する標準報酬月額（平成11年10月から平成15年6月までは38万円、平成15年7月から平成19年12月までは34万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成11年10月から平成15年8月までは38万円、平成15年9月から平成19年12月までは34万円）と同額又は下回っていることが確認できるため、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和62年10月5日から平成4年7月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成11年10月1日までの期間に係る報酬月額に相当する標準報酬月額（昭和62年10月から昭和63年9月までは22万円、昭和63年10月から平成元年9月までは24万円、平成元年10月から平成2年9月までは26万円、平成2年10月から平成4年6月までは28万円、平成4年10月から平成5年9月までは32万円、平成5年10月から平成7年9月までは34万円、平成7年10月から平成8年9月までは36万円、平成8年10月から平成11年9月までは38万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（昭和62年10月から平成元年12月までは13万4,000円、平成2年1月及び同年2月は11万8,000円、平成2年3月から平成3年9月までは13万4,000円、平成3年10月から平成4年6月までは15万円、平成4年10月から平成5年9月までは16万円、平成5年10月から平成6年10月までは20万円、平成6年11月は24万円、平成6年12月から平成8年3月までは28万円、平成8年4月から平成10年4月までは32万円、平成10年5月から平成11年9月までは36万円）は、オンライン記録と同額又は下回っていることが確認できるため、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため訂正は認められない。

請求期間のうち、昭和62年10月5日から平成11年10月1日までの期間について、上述の給料支払明細書等により標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和62年10月から昭和63年9月までは22万円、昭和63年10月から平成元年9月までは24万円、平成元年10月から平成2年9月までは26万円、平成2年10月から平成4年6月までは28万円、平成4年7月から平成5年9月までは32万円、平成5年10月から平成7年9月までは34万円、平成7年10月から平成8年9月までは36万円、平成8年10月から平成11年9月までは38万円とすることが必要である。

なお、昭和 62 年 10 月から平成 11 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 4 年 7 月から同年 9 月までの期間については、厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000208号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000085号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月31日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成17年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険被保険者離職票-2並びに同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書、平成16年分の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を検証し、A社に係る同僚の賞与記録から判断すると、請求者は、A社から、28万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、これを確認できる資料がないことから、同僚のオンライン記録と同日の平成17年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、具体的な回答が得られず不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）  
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はな  
いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000084号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000083号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD事業所(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のF社(現在は、G社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のH社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のI事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のJ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のK社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年夏前から同年9月頃まで  
② 昭和51年6月26日頃から同年7月16日頃まで  
③ 昭和51年冬頃  
④ 昭和54年春頃  
⑤ 昭和59年3月頃から昭和60年2月5日まで  
⑥ 昭和60年4月18日頃から同年4月30日まで  
⑦ 昭和61年8月から同年10月まで  
⑧ 昭和62年頃から昭和63年頃まで

請求期間①のうちの1か月ほどはA社、請求期間②の1か月はB社、請求期間③のうちの1か月ほどはD事業所、請求期間④のうちの2、3か月ほどはF



社、請求期間⑤のうちの10か月ほどはH社、請求期間⑥の1か月はI事業所、請求期間⑦の3か月はJ社、請求期間⑧のうちの1か月ほどはK社において勤務した。

しかし、いずれの期間も厚生年金保険被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A社の事務所がL駅の近くのM市N町あたりのビルにあり、事務所から離れた所にあった同社の工場において、当該期間のうちの1か月ほど勤務していた旨主張し、訂正請求しているところ、商業登記簿謄本によると、当該期間に同市N町に隣接する同市O町を所在地とするA社が確認できる上、同社の元取締役は、工場が同市P町にあった旨回答しており、請求者の記憶とおおむね一致する。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、請求期間①当時に厚生年金保険の適用事業所であったものの、昭和61年3月に適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、昭和62年5月に破産終結していることが確認できるところ、同社の元取締役は、元事業主が既に死亡しており、資料もないことから、請求者に係る勤務について不明である旨回答している。

また、請求者に係る雇用保険の記録によると、A社に係る被保険者記録は確認できない上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間①に係る勤務について確認することができない。

さらに、請求期間①に係るA社の厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない。

加えて、上述のA社の元取締役は、資料がないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、M市Q町のあたりにあったB社において勤務した旨主張し、訂正請求しているところ、商業登記簿謄本によると、当該期間に同市Q町を所在地とするB社が確認できる上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、B社は、平成22年4月に商号変更により、C社となっているところ、同社は、請求者の勤務について、不明と回答している。

また、請求者に係る雇用保険の記録によると、B社に係る被保険者記録は確認できない上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間②に係る勤務について確認することができない。

さらに、請求期間②に係るB社の厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない。

加えて、C社は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について

不明と回答している上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

- 3 請求期間③について、請求者は、M市R町\*を所在地とするD事業所において当該期間のうちの1か月ほど勤務した旨主張し、訂正請求しているところ、商業登記簿謄本によると、当該期間にM市S町\*を所在地とするE社が確認できる上、オンライン記録によると、当該期間にD事業所（昭和55年8月1日以降は、E社）として厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、E社は、請求者の勤務について、不明と回答している上、請求者に係る雇用保険記録によると、請求期間③に被保険者記録は確認できず、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間③に係る勤務について確認することができない。

また、請求期間③に係るD事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない。

さらに、E社は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

なお、請求者に係る雇用保険の記録によると、請求期間③とは異なる期間（昭和50年1月6日資格取得、昭和50年1月31日離職）におけるD事業所の被保険者記録が確認できるものの、当該雇用保険の被保険者期間について、同事業所の厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない上、E社の社会保険事務担当者は、請求者の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料がない旨陳述している。

- 4 請求期間④について、請求者は、F社（所在地は、T市U町\*）において、当該期間のうちの2、3か月ほど勤務した旨主張し、訂正請求しているところ、商業登記簿謄本によると、請求期間④の後の平成15年10月に請求者の主張する所在地に移転しているF社が確認できる上、オンライン記録によると、当該期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、請求者の主張するF社は、商業登記簿謄本によると、平成26年2月にG社に合併し、解散しているところ、同社は、請求者の勤務について、資料がないため不明である旨回答している。

また、請求者に係る雇用保険の記録によると、F社に係る被保険者記録は確認できない上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間④に係る勤務について確認することができない。

さらに、請求期間④に係るF社の事業所別被保険者名簿によると、健康保険番号は連番となっており、請求者の氏名はない。

加えて、G社は、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答

している。

- 5 請求期間⑤について、オンライン記録によると、請求者に係るH社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和60年2月5日となっているところ、請求者は、請求期間⑤に勤務していたことから、被保険者資格の取得年月日が誤っている旨主張し、訂正請求している。

しかしながら、H社は、オンライン記録によると、平成7年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、商業登記簿謄本によると、平成8年6月に解散していることが確認できる上、同社の元事業主に対して、請求者の勤務について照会したものの、回答を得ることができない。

また、請求者に係る雇用保険の記録によると、H社に係る被保険者記録は確認できない上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間⑤に係る勤務について確認することができない。

さらに、H社の事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和60年2月5日と記載されており、遡って訂正された形跡はなく、オンライン記録と一致している上、請求期間⑤に係る健康保険番号は連番となっている。

加えて、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について、H社の元事業主からは回答が得られない上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

- 6 請求期間⑥について、請求者は、I事業所（所在地は、V市W町\*）において勤務した旨主張し、訂正請求しているところ、オンライン記録によると、I事業所（所在地は、V市X町\*）は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認でき、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者に係る雇用保険の記録によると、I事業所に係る被保険者記録は確認できないところ、I事業所の事業主は、所在が不明であり、請求者の勤務について照会することができない上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間⑥に係る勤務について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間⑥においてH社に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和60年2月5日資格取得、昭和60年4月27日資格喪失）及びY社に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和60年4月26日資格取得、昭和60年7月21日資格喪失）があることが確認できる。

加えて、請求期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について、上述のとおり、I事業所の事業主は、連絡先が不明のため照会できない上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

- 7 請求期間⑦について、請求者は、J社（所在地は、T市Z町\*）において当該期間のうちの3か月勤務した旨主張し、訂正請求しているところ、商業登記簿謄本によると、現在の所在地が請求者の主張する所在地と一致するJ社が確

認できる上、オンライン記録によると、当該期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、J社は、請求者の勤務について、資料がないため不明と回答しており、請求者に係る雇用保険の記録によると、同社に係る被保険者記録は確認できない上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間⑦に係る勤務について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間⑦に係るJ社の厚生年金保険被保険者記録の整理番号は、連番となっており、請求者の記録はない。

さらに、J社は、請求者の請求期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について、資料がないため不明と回答している上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

- 8 請求期間⑧について、請求者は、AA市のAB駅あたりにあったK社において、当該期間のうちの1か月ほど勤務した旨主張し、訂正請求しているところ、商業登記簿謄本によると、請求者の記憶するAA市を所在地とするK社が確認できる上、オンライン記録によると、当該期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、K社は、オンライン記録によると、請求期間⑧当時は厚生年金保険の適用事業所であったものの、平成10年10月に適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成14年12月に解散していることが確認できるところ、同社の元取締役は、元事業主が既に死亡しており、資料もないことから、請求者に係る勤務について不明である旨回答している。

また、請求者に係る雇用保険の記録によると、K社に係る被保険者記録は確認できない上、請求者は、同僚への照会を希望していないことから、請求期間⑧に係る勤務について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間⑧のうちの一部期間にAC社に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和63年9月5日資格取得、昭和63年12月1日資格喪失）が確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間⑧に係るK社の厚生年金保険被保険者記録の整理番号は、連番となっており、請求者の記録はない上、当該期間に同社が加入していたAD厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会は、請求者に係る当該基金の記録がない旨回答している。

また、K社の元取締役は、請求者の請求期間⑧に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

- 9 このほか、請求者の請求期間①から⑧までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000262号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000086号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月30日から同年12月2日まで

B社からA社に移籍した時の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間について、A社に勤務しており、給与明細書等の資料はないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B社に勤務していたが、昭和60年7月にA社が設立されて間もなく同社に移籍した旨の陳述をしているところ、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和60年12月2日より前の期間であり、請求者の厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格の取得年月日が訂正された等の不自然な点も見当たらない。

また、請求者は、厚生年金保険料控除が確認できる給料明細書等の資料を保存していない上、A社は、令和2年12月\*日に解散しているところ、同社の事業を継承したC社は、請求期間当時の事務担当者は既に退職しており、保存期限の経過により資料も残っておらず、請求期間当時の状況は一切不明である旨の回答をしている。

さらに、A社の役員は、B社からA社に従業員を移籍する際にB社の厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行ったものの、A社に係る厚生年金保険の新規加入手続には時間を要するため、従業員に対して、各自で国民年金及び国民健康保険の手続を行うように説明を行った旨の陳述をしている。

加えて、請求期間について、A社の雇用保険被保険者記録が確認できる同僚のオンライン記録によると、複数の者が請求期間に係る国民年金保険料を現年度納付

していることが確認できる。

また、上述の役員は、資料は保存していないものの、請求期間に係る厚生年金保険料を従業員の給与から控除していない旨の陳述をしているところ、同僚から提出された給料明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、請求者についても同様に厚生年金保険料が控除されていなかったものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。